

令和2年

第4回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 2日間

自 令和2年12月15日

至 令和2年12月16日

月 日	曜日	会議、休会、その他
12月15日	火	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、議案審議)
12月16日	水	本会議(一般質問、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和2年第4回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第47号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算(第5号)	令和2年12月15日	原案可決
議案第48号	令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第49号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第50号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第51号	令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第52号	令和2年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第53号	伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	〃	原案可決
議案第54号	伊是名村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	〃	原案可決
議案第55号	伊是名村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	〃	原案可決
議案第56号	伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第57号	伊是名村過疎地域自立促進計画の変更について	〃	原案可決
議案第58号	辺地総合整備計画の変更について	令和2年12月16日	原案可決

令和2年第4回伊是名村議会定例会会議録 第1号				
招集年月日	令和2年12月15日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会	開会	令和2年12月15日	10時58分	議長 宮城安志
議長の宣告	散会	令和2年12月15日	14時54分	議長 宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

9番	東江克伸	10番	潮平そのみ
----	------	-----	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	書記	島瑞紀
--------	------	----	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	濱里篤
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	兼元清永	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）
令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）
令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第2号）
令和2年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）
伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
伊是名村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
伊是名村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村過疎地域自立促進計画の変更について

令和2年第4回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時58分

2. 付議事件及び順序 令和2年12月15日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6	議案第47号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）
7	議案第48号	令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
8	議案第49号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
9	議案第50号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）
10	議案第51号	令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第2号）
11	議案第52号	令和2年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）
12	議案第53号	伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
13	議案第54号	伊是名村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
14	議案第55号	伊是名村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
15	議案第56号	伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
16	議案第57号	伊是名村過疎地域自立促進計画の変更について

議長（宮城安志）

ただいまから令和2年第4回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時58分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番東江克伸議員、及び10番潮平そのみ議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日12月15日から12月16日の2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日12月15日から12月16日の2日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定表は、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

日程第3

諸般の報告を行います。令和2年9月1日から11月30日までの諸般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読し、報告いたします。

9月10日、第3回伊是名村議会定例会 議会運営委員会を開催し、定例議会運営の方法について審議いたしました。

9月14日、第3回伊是名村議会定例会招集され、9月14日から9月18日までの間、議案等33件について審議いたしました。

10月8日、第1回伊是名村子ども議会開催にあたり、リハーサルを実施、会議の進め方等について指導いたしました。

10月12日、伊是名村議会議長・事務局定例総会が開催され、新役員の選

出及び新理事の選出が行われました。

10月14日、少子高齢化に向けた取り組みとして認知症サポーター養成講座があり、議員全員で受講いたしました。

10月15日、第3回伊是名村議会臨時会招集及び全員協議会を開催いたしました。

その日に第1回伊是名村子ども議会が開催され、12名の子ども議員から一般質問がありました。

10月23日、町村議会議員・議会事務局職員研修会が嘉手納町文化センターで開催され、議員及び職員で参加いたしました。

11月26日、経済建設常任委員会及び総務常任委員会で伊平屋村において長粒種米（琉球泡盛テロワールプロジェクト）について、伊是名村に導入が可能なのか施設研修を行いました。

11月27日、経済建設常任委員会及び総務常任委員会による大宜味村認定こども園及び大宜味村立小中学校を視察いたしました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和2年7月分から9月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されております。以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、第4回伊是名村議会定例会を招集しましたところ、全員お揃いでご参集下さいまして有難うございました。

本定例議会には、令和2年度の一般会計第5号補正、後期高齢者医療特別会計第2号補正、簡易水道事業特別会計第3号補正、港湾整備事業特別会計第3号補正、船舶運航事業特別会計第2号補正、育英事業特別会計第1号補正等6件、並びに条例制定3件、条例一部改正1件、伊是名村過疎地域自立促進計画の変更1件、合わせて11件提案いたしました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、行政報告の前に一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、第3波となり、東京都など感染拡大地域では時短休業要請、外出自粛要請が発出され、沖縄県も時短休業要請等を検討しているという状況の中で、かなり厳しい感染状況下にあり、いつ緊急事態宣言が発出されてもおかしくない状況にあります。

本村では、村民の唯一の生活航路であるフェリーいぜな尚円の船内感染予防、並びに水際感染予防対策に万全を図るとともに、3密と新しい生活様式のもと、村民あげて感染予防対策を周知徹底し、村民の皆さんと共に健康で明るい令和3年の新年を迎えたいと願っているところであります。

さて、沖縄振興特別措置法や過疎地域自立促進特別措置法等の施行期限が迫る中、北部12市町村長が揃って沖縄振興特別措置法等の延長の特別立法措置に関する要請行動を実施してきたところであります。

要請行動の成果として、自民党過疎対策特別委員会においては、現過疎法適用18市町村を継続させる方向で最終調整をしているという朗報があり、ひとまず安堵をしているところであります。

そのような中、本村では小学校改築、役場庁舎建築、臨海ふれあい公園施設再生、屋之下原スポーツアイランド事業、内花地区農村交流施設改築、若者定住促進住宅建築、幼稚園舎改築、給食センター改築、そして上下水道施設整備等々、大型事業が軒を並べており、各事業に対応するため、今後の財政運営が大きな課題となっています。

また、それらの事業を実施するためには実質公債費比率が5.5%から今後最大10%程度にまで上昇していくものと推測されます。

ご案内のように、通常、財政運営は3割自治が理想と言われておりますが、本村は自主財源が24.5%、依存財源が75.5%となっている中、財政指標では実質公債費比率5.5%、財政力指数が0.11%、経常収支比率93.2%という現状であります。

さらに人口減少率34%、高齢化率30%、人口減少と少子高齢化に歯止めがかからず、村行財政を取り巻く環境は大変厳しい状況となっています。

そのようなことを踏まえて、令和3年度施政方針並びに予算編成に臨むとともに、今後の村政運営にあたっては、慎重かつ大胆に取り組んでいかなければならないと痛感しているところであります。

それでは、9月1日から11月30日までの行政報告を行います。

なお、主な点だけを読み上げてご報告し、あとはお目通しのほど、お願いいたします。

それでは、行政報告書をお願いします。

まず、1ページであります。9月1日（火曜日）、台風9号が6時に暴風・波浪警報が発令されまして、自主避難者21名受け入れいたしました。

4日（金曜日）、台風10号対策本部会議が行われました。

また、同日、第12回新型コロナウイルス対策本部会議も行いました。

5日（土曜日）、17時、台風10号対策本部を設置いたしました。

2ページお願いします。14日（月曜日）、第3回定例議会が招集され、9月14日から9月18日まで5日間会議がありました。

3ページお願いします。18日（金曜日）、議会の本会議が開かれまして、一般質問3名の議員から3件ありました。

30日（水曜日）、四町村長による「沖縄県島嶼地域ネットワーク高等学校構想の実現方について」の要請を県の金城教育長に行いました。

10月1日（木曜日）、丸正印刷株式会社の創業54周年記念祝賀会に教育長と共に出席をいたしました。

ご承知のとおり、丸正印刷社は、これまで毎年度多額な育英資金、そして一般寄附金を行っております。

4ページお願いします。7日（水曜日）、令和2年度第2回沖縄県介護保険広域連合運営会議が開かれ、出席をいたしました。

内容といたしましては、第8期介護保険料の賦課方針についてであります。

第8期介護保険事業計画期間を均一賦課に向けた準備期間とし、地域住民への周知や介護サービス水準維持及び介護保険料の格差解消に努めることを条件に付し、均一化については、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）から実施することを構成29市町村で確認をいたしました。

ちなみに、本村の介護保険料は一番高い3ランクに位置し、1ランクとの格差が1.2倍となっており、均一化によって大幅な負担軽減が図られるものと期待をしているところであります。

12日（月曜日）、季節性インフルエンザ集団予防接種が実施されました。

15日（木曜日）、第3回臨時議会が招集されました。

また同日、令和2年第1回伊是名中学校子ども議会が開催されました。

5ページをお願いします。一般質問は3年生12名全員からありまして、質問者一人一人が入念に調査研究したことが伺え、村政に対する鋭い質問が続き、充実した内容となっていました。

こども議会議員とは思えない程、堂々とした一般質問は、時宜を得た内容で、大変素晴らしく、頼もしく感銘を受けました。

21日（水曜日）、上原嘉彦沖縄県地域離島課班長が来村しまして、「新たな離島振興計画策定に向けた市町村ヒアリング」並びに意見交換をしております。

その中において、次期沖縄振興計画の沖縄21世紀ビジョンに伊平屋・伊是名架橋建設について、明記をしていただくようにという意見を申し上げました。

6ページをお願いします。29日（木曜日）、沖縄県農林水産部と北部12市町村との行政懇談会があり、出席をいたしました。

本村からの要望といたしましては、1. 伊是名製糖工場季節工員宿舎整備について。2. 内花地区農村交流施設整備早期採択について。以上、2点について要望いたしました。

まず、1点目の伊是名製糖工場季節工員宿舎整備については、国の働き方改革を踏まえた安定操業への取組みについて検討する。

また、2点目の内花交流施設については、「農山漁村活性化対策整備事業の活用が可能であり、伊是名村と連携して取組む」というふうに前向きな回答がありました。

7ページをお願いします。11月2日（月曜日）、令和2年度人権の花植付け式が伊是名中学校であり、出席をいたしました。

9日（月曜日）、北部12市町村長による北部振興事業に関する要請行動を行いました。要請先は、河野太郎沖縄担当大臣であります。

要望の内容といたしましては、1. 令和3年度北部振興事業予算の満額確保について。

8ページをお願いします。2. 令和4年度以降の北部振興事業の継続について。本村からは、1. 屋ノ下原スポーツアイランド事業実現について。2. 伊平屋・

伊是名架橋建設早期実現について。以上、2点について河野大臣に直訴いたしました。

また同日、久田浩也今帰仁村長、伊礼幸雄伊平屋村長と3名で、1. 今帰仁村村道運天線の拡張及び県道格上げについて。2. 古宇利島入り口交差点の点滅信号機を通常の三連式信号機に変更することについてを三村連名でこれから要望活動をしようというふうを確認をいたしました。

また、同日、上記については、久田村長の方が代表して国交省の和田政宗大臣政務官に要望をいたしております。

9ページお願いします。19日（木曜日）、新たな過疎対策法「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（仮称）」であります。要請行動を行いました。以下のおりでありまして、16時30分に熊田裕通総務副大臣と面談をいたしまして、新たな過疎法に関する要請を行っております。出席者は玉城デニー知事と宮里哲座間味村長、そして伊礼幸雄伊平屋村長と私4名でありました。

私の方からは、現行過疎法のお蔭で、ハード、ソフト事業を幅広く実施することができ、村の振興発展に大きな貢献をしていることにお礼を申し上げ、新過疎法の下、現在の18市町村が揃って、その恩恵が受けられるよう要望いたしました。

そして、玉城知事も同席しているということから、敢えて「伊平屋・伊是名架橋建設の早期実現について」、特に、ということで熊田副大臣に要望をいたしております。

22日（日曜日）、村功労者、故伊禮正哲元村長の告別式があり、参列をいたしました。

27日（金曜日）、第2回沖縄振興特別措置法等の延長に向けた意見交換会、Web会議が開かれ、県とのやり取りをいたしております。

本村からの意見要望といたしましては、1. 公立北部医療センターの安定的運営の充実について。2. 県における保健師の新たな派遣制度の創設について。3. 一括交付金制度の継続について。4. 伊平屋・伊是名架橋建設について。これについては、新たな沖縄振興計画に盛り込み、沖縄21世紀ビジョンにも明記をしてもらいたいというふうをお願いをいたしました。

同日、大同火災海上保険株式会社の山城俊夫常務が来訪しまして、本村に2台の車椅子を贈呈いたしております。

また、これまで延べ12台、大同火災海上保険株式会社から贈呈をされております。

以上が令和2年9月1日から令和2年11月30日までの行政報告であります。ご清聴有難うございました。

議長（宮城安志）

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した別紙により村内視察及び研修会に議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり、全議員による村内視察及び研修会を行うことに決定いたしました。

日程第6

議案第47号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第47号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,805万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,423万7千円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で1億5,888万8千円の増、15款県支出金で221万8千円の減、19款繰越金で財源確保のため、前年度繰越金568万4千円の増額、20款諸収入で2,659万7千円の増、21

款村債で910万円の増額となっております。

その主な内容としまして、14款国庫支出金で沖縄県製糖業体制強化事業の実施、15款県支出金では、沖縄県町村支援事業費補助金でイベント等の中止による補助金の減額、20款諸収入では、沖縄県製糖業体制強化事業でJA負担分の予算計上となっております。

歳出につきましては、11款議会費で220万9千円の減、2款総務費で1,810万1千円の減、3款民生費で123万円の増、4款衛生費で409万9千円の増、5款農林水産業費で2億1,210万7千円の増、6款商工費で18万5千円の増、7款土木費で10万円の増、8款消防費で2万3千円の増、9款教育費で61万7千円の増額となっております。

その主な内容といたしましては、1款議会費では新型コロナウイルス感染症拡大の影響で研修会等の中止による旅費等の減額、2款総務費では、沖縄振興特別推進交付金費で予算執行調査を踏まえての減額補正及び定住促進住宅への財源補正を行っております。

なお、定住促進住宅整備事業は、第2表繰越明許費のとおり、翌年度へ繰越を行うものであります。

3款民生費では、自立支援給付費にて令和元年度精算に伴う返還金、後期高齢者医療費にて住民税基礎控除見直しに係るシステム改修費の予算計上となっております。

4款衛生費では、健康増進計画アンケート業務、新型コロナワクチン接種システム改修業務の予算計上となっております。

5款農林水産業費では、沖縄県製糖業体制強化対策事業にて製糖操業期間の季節工員用宿舍整備の実施のための予算計上となっております。

なお、沖縄県製糖業体制強化対策事業は、第2表繰越明許費のとおり、翌年度へ繰越を行うものであります。

6款商工費では、旅費等の減額や村民カレンダー委託料の増額となっております。

7款土木費では、道路新設改良費で事業予算の組み替えや港湾管理費で増額となっております。

9款教育費では、玉御殿発掘調査費で事業予算の組み替え、学校予算で児童

生徒の島外派遣費用の減額、給食センター運営費の増額計上となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めたものであります。令和2年12月15日、伊是名村長 前田政義。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

いま村長の提案の説明もありましたが、まず4ページ、繰越明許費についてお尋ねします。

本来、支出予算というのは原則として年度内支出というのが原則であります。が、今回、二つの事業、定住促進事業と製糖操業強化推進事業、この事業が繰越になっております。

この繰越に至った詳細の理由、これが例えば定住促進事業でしたら款項自体、全部が繰越になったと。及び製糖操業事業についても9割ぐらいの予算が繰越になったということではありますが、その事業について、繰越に至った理由をお尋ねいたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。定住促進住宅についてお答えをします。2回ほど入札を行ったんですが、2回とも不調になって、適正工期の確保の観点から年度内の工期設定が大変厳しい状況にありまして、全額繰越をしたものでございます。以上です。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの製糖業体制強化事業なのですが、今月、国との調整を終えて採択の日程が取れましたので、今回の定例会に予算計上しておりますが、採択が今月ということで、これから設計業務、工事ということで、年度内の執行は不可能だろうということで繰越手続きを取っております。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

予算の編成処理上、本来でしたら過年度に跨る事業というのは、債務負担行為とか、いろいろな方法がありますが、今回、住宅については入札不調と、時節柄、こういう建設工事、ハード事業については、そういう噂もよく聞かれて入札があまり良くないと、これは前回、小学校の件もありましたけれども、これはある程度予想はしておりました。及び製糖操業については、これから採択ということでもあるわけですが、その辺、予算の調整を十分やって、できるならば年度内で歳出予算は終了するような方法で、ぜひ今後についても努力していただきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

私の方から29ページお願いします。農業振興費の方で土地購入費1,183万4千円計上されていますけれども、これは土地購入、どこの土地なのか、どこの場所なのか。また、面積の方まで説明の方を求めたいと思います。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。当該用地費については、製糖工場の季節工員の宿舍の用地として計上しております。費用の半分、5割をJAさんが負担するというところで計上しております。

場所については、勢理客集落と内花集落、詳細な場所といたしますと、勢理客については集落の北側になりますけれども、いま民有地でありまして、内花

については、公民館の南西側になろうかと思えます。現在、空き地ときび畑にはなっていますが、集落内の宅地跡ということになります。

面積については、建物の面積が両方で480平米を見込んでおります。以上です。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

議長（宮城安志）

再開します。

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの面積なんですが、いま面積の数字を手元に持ってなくて、面積については後程お答えしたいんですが、筆数として勢理客4筆、内花で3筆を予定しております。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。質疑続行中です。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

先程の東江清和議員の質疑と関連するんですが、定住促進住宅ですが、2回の入札が流れたとありますが、その原因は何なのか。単価が高いから流れるのか。そうであるならば、今後どういう考えで進めていくのかというのを伺いしたいと思います。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。1回目が指名競争入札でございました。2回目は一般競争入札に切り替えて行いましたけど、入札に応じたところが一般競争入札で3社だと思います。

それで2回目の方も流れたんですが、1業者しかそれに応じてないんですが、入札の内訳書あたりを提示してもらって、うちの課で積算したものと照合

しましたら、工種によってかなり開きがありました。

その部分について設計の見直しを行って、次の入札に臨もうかなと思っているところでもあります。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

話によると入札単価も高いような話でありますけれども、そういった場合どういうふうにして入札単価を下げるか、建築の工法を変えるとか、そういった方法とかは考えてないのかどうか。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

議長（宮城安志）

再開します。

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

いま国とかは木造とか、そういったのを推進していると思うので、どういった比較で、どういったふうに単価が下げられるかというのを検討してもらって、いいのができるようにしてもらいたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、私の方からまずは27ページの健康増進計画とアンケート調査業務が224万円と、年度も終わりそうなんですけれども、ここで行う緊急的な理由というのを教えていただきたい。

それから31ページの漁港残土処理業務があるんですけども、これは既に皆さんから資料をいただいた委託業務を発注されている中でホープ設計さんが受託されている残土処理測量業務ですか、事業のタイトルが同じような感じなんですけれども、それとは全く違うものなのか。その方をお願いいたします。

それから34ページの潮平間線、委託料の減額で南風原線への組替えということになっているんですけれども、委託料契約状況の方では、この潮平間線の委託は発注されているようには見えないんですけれども、それを発注されて残の分を南風原線に回したのか、それとも当初ゼロにしたのか、その理由。

それから42ページ、発掘調査委託料の増額、この方も毎月になっているんですけれども、これも組替えみたいなんですけれども、既に半年、10カ月近く終わって、これならそれを組替えするというふうになった理由ですが、それが年度内に終わるのか。

それから先程来ありますけれども、繰越明許費の方で定住促進住宅と、それから製糖工場の宿舎ということなんですけれども、まず製糖工場の方は何部屋を予定しているのか。噂で聞きますと18とか、いろいろ聞いているんですけれども、それをいまの定住住宅と単純に単価を割ったら定住住宅の方は坪単価でも200万円、ここではたぶん18ぐらいだったら、1,000万円ぐらいにしかならないと思います。

その設計、考え方の違いと言いましょか、それで先程もあつたように2回目の入札で不調に終わっているということなんですけれども、一方では坪単価200万円でも請けるところがない。

いま新しい事業では坪100万円ですか、単純に割ったらそのぐらいになるんですけれども、その差の考え方とか、いま一方では入札も請けるところもないということなんですけれども、その考え方の違い、これから入札をかけて、これが繰越を予定しているみたいなんですけれども、いまの現状からして、どうしてこんなに安い単価でできるというふうな基本的な考え、同じ村の中で一方ではずっと不調に終わっているわけです。先程も源也議員からもあつたんですけれども、本来10カ月も経って入札はもう行えないと、いま業者からの設計見積に合わせて乖離部分を検討するということなんですけれども、このことが仲田の方では既に発注終わっている。それを業者からの見積等で設計の単価等が変えられて補助事業としての発注に臨めるのか。だから、その辺を踏まえての対策というのを取っておられるのか。そういったことも含めて、よろしくお願いたします。以上です。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

宮城議員の質問にお答えします。健康増進等アンケート調査業務については、健康増進計画が10年計画で来年度見直しの年に入ります。そして見直しの年に入る前にアンケート調査をしないといけないということで2カ年間、有効期間を設けて調査、そして計画を立てていく予定をいましており、今回、予算の方を計上させてもらいました。

健康増進計画に今回から食育推進計画、そして地産地消促進計画、自殺対策計画、その3点を盛り込んで計画を作るということでいま予定をして実施に向けております。以上です。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

31ページの業務の件についてお答えいたします。補完バースの残土処理業務は発注されておりまして、今回の補正で改定予定額を計上させていただいております。

数量の積算のときに当初の業務設計書を弾いたときにキャド上で面積を拾ったんですが、実際に現地測量をかけて数量が増加したということが主な原因であります。それを改定契約で精査をかけるという費用ということになります。

それから先程の繰越明許費の宿舍の件なんですが、当該宿舍は勢理客に10戸、内花に10戸、合計20戸を予定しております。

坪単価として、大体199万円をいま見込んでおりますが、戸数、建設課で実施している单身住宅との違いは、面積が2分の1相当ですので、1部屋当たり14.8平米、そして中の内装と申しまししょうか、グレードを限りなく下げて、季節工員が5カ月しか入居しないということなので、限りなく簡易的な施設に仕上げているということで、いま先行で実施している单身住宅よりは安上がりで出来上がるということになるかと思えます。以上です。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

それでは、まず1点目に潮平間線について、潮平間線の委託料は入札残でございます。先週入札を行って、契約も済んで、その残分を南風原線に工事費として振り分けたということでございます。

2点目に先程の東江源也議員と同じなんですが、定住促進の件についてなんですが、2回不調に終わったということで、業者から詳細な内訳書を取って、うちの方で国や県の基準単価を採用していたものを見積で採用することで事業費を上げていったということになります。

これは国交省の通知あたりで出ているんですが、実際に相当な乖離があった場合、実勢単価見積を採用してよろしいですよという通達は以前から発出されておりますので、そのことを県とも協議しながら、確認しながら設計の見直しをしたところでございます。以上です。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは宮城議員のご質疑にお答えいたします。今回、学芸員の方で調査の報告書を今年度作成する予定で、給料といたしまして、会計年度任用職員を本来予定しておりましたけれども、なかなか人が探せなかったということもありまして、今回、委託料の方で委託発注するということになっておりまして、仕様書の方も現在、作成中ではございますけれども、今年度内に完了するかというお話がありましたけれども、2カ月あれば大丈夫だと。さらに学芸員の方では、先に遺構発掘調査を行ったものについて、実際に今年度4月からずっと検証を行っておりまして、それで十分大丈夫だと、本人もそのように予定しているということがあります。

今年度、報告書を作成しまして、改めて玉御殿の階段の方を申請して改修していくという予定となっております。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時57分

議長（宮城安志）

再開します。

審議途中ですが、休憩します。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時27分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、先程の質問した中で、もう少し教えていただきたいんですけども、私、農協の宿舎の方が単純に安いのではないかというふうに話したんですけども、いま建屋の面積が定住住宅に比べて2分の1ということにすれば、いま言う坪単価に直すと、約199万円ということがあるんですしたら、例えば、トイレとか共同になったり、中の仕切りとか、いろんなものがないという中であれば、逆に高額な住宅になるのではないかなど。私、安いのではないかと申し上げたんですけども、逆にいま定住住宅よりも高いという設定になっているのではないかなど思っている1点と。

それからいまの宿舎、それが農協が事業主体ではなく、伊是名村が事業主体ということで、この負担割合、現在、伊是名村が10%、JAさんが10%というふうな補助を除いた部分の2分の1ずつの負担というふうに伺っているんですけども、確認は取ってないんですけども、巷の話では、伊江島さんは全額JA負担でこの宿舎も造るということで、この市町村間での負担の割合が違うと、このことをなぜこんなに申し上げるかと言いますと、村営の住宅を造るということは、将来の固定資産税等も村税としての収入もなくなるわけです。これがJAさんが造るのであれば、税金も課せると。

さらにいまの場合は負担金も村が持つ、そういったことは他の市町村とのバランス、どうしてJAさんは伊江島のものを造るには全額JAが持つだけけれども、伊是名のものは伊是名村が2分の1を持つのか。おわかりであれば、その辺、村長さんよろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの伊江島の件であります、伊江島も伊是名村も同じ設定になっております。それは伊江村に確認を取っています。

また、その他市町村は民間企業、民営製糖工場になっていまして、当該市町村が全額負担しているところが多いということで、JAの経営している製糖工場が近場の伊江村は本村と同じ折半だということでございます。以上です。

2番（宮城義秀議員）

もう1点、単価設定の件。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。単価設定の件は、単身住宅、仲田でいま建設課で実施している、あれが実施設計額で坪単価200万円相当なんです。その製糖工場の宿舍は、それに習って概算として坪単価200万円で弾いておりますが、実施設計は今後発注しますので、これから業務の完了間際に坪単価いくらになるという正式な数字が出てきますが、限りなくグレードは下げる予定にしております。以上です。

議長（宮城安志）

宮城義秀議員3回以上になりますけれども、会議規則第55条但し書きの規定によって、特に許します。宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

有難うございます。いまの段階では定住住宅と同じぐらいの予想単価ということで、実施設計では下がる可能性が高いということで理解してよろしいわけですね、有難うございます。

それと伊江島の方も本村と同じ負担割合、この前、聞いた話では、伊江島は全額JAさんが持つというふうな話を聞いたものですから、本村とどこが違うのかなと思って聞かせていただきました。負担割合について同じであればいいのかなと。

ただ、今後やはりいま製糖工場も、それからそういう宿舍等についても全部伊是名村の持ち物になってしまっていて、税金も取れないということが今後も大きな問題になってくると、村の事業収入がなくなるということでもありますの

で、今後造って後の指定管理後の移管と言いましょか、その辺についても今後どういう方向で移管して、早めに税対策とか、そういうことが考えられるように、ぜひ執行部の方でその辺について今後また計画していただけたらなと思っております。以上で、私の質問を終わります。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

22ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺います。

そして24ページ、介護保険費、右側の方の区分、節、備品購入は、保険者機能強化推進交付金についてお伺いしたいと思います。

まず、22ページの交付金に関しまして、今回、補正が出ているわけですが、残すところ3カ月となっていますけれども、1次補正、2次補正、約18項目があったと思います。今回、9項目がありますけれども、特に一つ一つ全部ここで説明を求めるものではありませんが、どうしても気になるところがあります。

増額になっている部分は、一番上から4段目、公共的空間、これは船舶の特会の方にいくものですから、ここでは備品購入かなと思いますので質疑はしませんので、下の方の民泊受入対策費が減額となっている理由をひとつ教えて下さい。

そして一番下の方、災害時避難所空間対策費390万円、当初予算より400万円近く増となりますので、そのあたり減は何か別なものを購入するのかわかるか。私はここに18項目の明細を全部持っていますけれども、その辺の変更が新たに増えてこの二つだけはどうしても増となっているのか、そのあたりの説明を2点、民泊の方と起債の方の説明を詳しく教えて下さい。

そして24ページ、備品購入、これは歳入を見てもどこから入ってくるかということが見てわかりづらいです。たぶんこれは介護広域からの交付金だと思いますけれども、この備品購入は介護予防強化事業に対するどういったものを購入する予定なのか、それだけを教えて下さい。以上、2点です。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えいたします。1点目の民泊受入事業、観光協会さんへの予算減額275万円、これは協会の会員の方に給付金として予算立て当初しておりました。

これが9月では15万円で予定していたんですけども、先の事業者支援金との均衡性を保つために一律10万円にしろということで、協会さんの方と協議してそのようにしております。以上です。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

24ページの備品購入費の件でお答えしたいと思います。歳入の方は、13ページ、民生費受託事業収入のところで46万6千円を組ませてもらっております。

この事業は伊是名村保険者機能強化推進交付金事業を介護広域の方で今回新設されておまして、目的としては介護予防、健康事業を実施することに使われる予算になっています。

今回、希望する市町村に割当があるということで、伊是名村の場合は自主サークル活動支援事業ということで、今回、事業費を46万6千円いただいております、各自治体に10万円ずつ配当する予定であります。

内容としては、備品の購入ということで、お年寄りの方が作業等で使える草刈り機等、そういったものの希望があり、また、一部区において草刈り機を購入しているところがありますので、それを他の活動で使いたいという要望が出ていますので、自治会統一したものを購入してあげたいという気持ちがありますので、統一した備品の方をこれから購入して介護予防事業に努めさせるつもりであります。以上です。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それでは、お答えいたします。22ページ、災害時避難所空間対策事業396万円なんですけれども、この方、災害時に避難する場所で予防設備が整って

ないところ、というのも今回、コロナ禍において、密の状態を避けるということで分散型も視野に入れていかないといけないので、そういった設備が整っていないところにスポットクーラーを4台今度購入する予定で予算を計上させてもらっております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、観光協会の民泊の件ですけれども、私たちには15万円の説明があったわけですが、その後、正直言いまして、今回、議会始まる前までにその説明はなくて、すぐ補正の方で説明を受けるわけなんですけれども、これ15万円という噂も出ていたと思うんですよ。これは当局の方もご存じだと思います。私たちは村民の代表としてここにいますので、帰ったら住民と接する機会があります。民泊の方も村から15万円の件もあるみたいですから、ぜひ頑張って下さいという声掛けもした覚えもあります。

ところが途中でこういう形で10万円に減額させている形もありました。今だからこそ何とかこの予算を補助金をせっかく単費も議決して私たちはいますので、返すことのないような形で予定していた予算はぜひ使ってほしかったなという気持ちもありました。

もちろん緊急性を取って、各民宿とか、旅館とか、そういったことになったという説明は受けています。今後もまたいろいろあろうと思いますので、そのあたりをぜひ私たちの声も、村民の声も聞いていただきたいと思っております。

それでは災害時の方、常々災害時対策の方は施設なども備品管理等の方もぜひということをやっているところです。また、我々の方もですね、とくにはお願いしていたところです。どれが必要なのか、そのあたりも知らなかったものですから、今回説明を求めました。

それで次の24ページの備品購入なんですけど、これは実はいま課長から説明のとおり、介護予防事業を強化するという事で解釈していました。

実を申しますと、これは先の介護広域の方で議決された交付金として3,000万円余りなっていたんです。それが伊是名村の方にいちいち私の方では何

の備品、何に使うんですかという質疑もできなくて、皆さん、12月補正の方に載るはずですから、地域に帰ってからぜひ聞いて下さいということもありました。

そこで初めて今日ここで草刈り機の方を使うということですが、私、草刈り機というとぴんときないんですけれども、介護予防事業と草刈り機ということは、どういう接点でそれが許可されているのか。もう一度お願いしたいと思います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

質問にお答えします。今回の保険者機能強化推進交付金というのは、活動費、例えば65歳以上のお年寄りがゲートボール等を行いますけれども、そういったところで草刈り等々の作業をする際に使われる機器の購入ということで、各地域に草刈り機をとということで希望がありましたので、そこの方を提案させてもらっています。

その他、事業の趣旨としては、健康教室、そして健康相談、そしてまたいま言う自主活動サークル、ゲートボールとか、そういった事業ですけれども、いろんな事業の中でこの予算を使いますので、うちの場合は今回エントリーしたのは自主サークル活動ということなので、100歳体操、そしてまたこういった自主的にやっている活動に使わせてもらうということで、事業費を組ませてもらっています。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いまの件ですけれども、これは今年から創設されて、毎年交付金としてあるはずですが、ぜひ、来年以降も取り組んで、より多くの予算、できる限り交付金をもらえて、予防事業等々、いまの関係を強化していただきたいと思います。ぜひ頑張ってください。終わります。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。9番、東江克伸議員。

9 番（東江克伸議員）

3 2 ページの村民カレンダー委託料 8 1 万 2 千円、これ当初予算でも全く同じ金額が予算組まれているんですけども、説明をお願いいたします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えします。観光費の委託料、村民カレンダーの製作委託なんですけれども、当初と同額ということなんですけれども、当該年度で支出しておりましたけれども、これでは事務手続き上ちょっと都合が悪いということで指摘もありまして、今回、来年のカレンダーの予算ということで補正させていただきました。

失礼しました。昨年度作成したものを今年度で支出していたということで、今回、監査の方から指摘がありまして、これではちょっとまずいということで、次年度からは当該年度で処理するようということで今回補正しております。以上です。

議長（宮城安志）

9 番、東江克伸議員。

9 番（東江克伸議員）

ちょっと確認のために、当初予算の 8 1 万 2 千円は、前年度のカレンダー代ということですか。

商工観光課長（前川栄進君）

今年度です。

9 番（東江克伸議員）

今回の補正は、来年度のカレンダーということですか。わかりました。

議長（宮城安志）

他にありませんか。質疑続行中です。

質疑ないようですので、質疑を終結しますが、よろしいでしょうか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第47号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第48号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第48号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ96万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,517万4千円とするものであります。

歳入については、4款繰入金で96万8千円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で住民税基礎控除見直しに係るシステム改修実施による96万8千円の計上となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和2年12月15日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第49号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第49号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額の変更はないものとし、歳出科目の組替のみとするものであります。

歳出につきましては、2款事業費にて報酬を126万円減額し、委託料で126万円を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治

法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和2年12月15日、伊是名村長 前田政義。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を許します。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、4ページをお願いします。明細書なんですけれども、いま説明にあったとおり組替になっています。

当初予算から今日まで約80万円余りが支出されていると思います。そして今回委託料の方に充当されているのは、ここには4項目ぐらいあると思うんですけれども、どの部分に充当されるのか詳しく説明をお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。当初、会計年度任用職員、施設の維持管理、主に草刈りで短期間雇って作業を行う予定でした。

ただ、事業を執行する上で、一日、あるいは二日あたり、ごく短時間で作業を終えたりすることがありまして、それを行う場合に会計年度職員に対しては特例の措置があって、職員を雇うときに健康診断書とか、そういうのを省く特例がなくて、かなりこれがちょっとネックになっていた部分があります。そこで全額を委託に回して維持管理、草刈り等に充てようと思っております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

つまりパートということだと思いますけれども、パートでは該当しないということで、いま判断、説明だと思います。

それはそれとしていいんですけれども、では委託の方で新設されて、委託という形で、一人、二人用人するということでしょうか。それとも委託料で残り3カ月の分を契約するという形でやっ払いこうということでしょうか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。この補正予算を計上する上で、課の方で委託ですので、仕様書あたりを整理しないといけないというふうな考えをもちまして、建設課の管理する施設のみの共通仕様書を作りました。

その中で、各団体に委託をして、作業の発生主義によって作業ごとに期間を決めて委託する予定でございます。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。そういうことで新たに新設されて項目はなるということで解釈していきますので、次年度に向けて、次年度はどのような形にもっていくか十分検討されて、予算も確認してやってほしいと思います。有難うございました。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第50号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第50号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,444万5千円とするものであります。

歳入については、4款繰入金で82万2千円の増額となっております。

歳出については、1款事業費で新型コロナウイルス感染予防対策のために需用費で82万2千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和2年12月18日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。

これから議案第50号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第50号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第51号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第51号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,035万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,699万9千円とするものであります。

歳入につきましては、1款事業収入で3,955万1千円の減、3款県支出金で614万9千円の増、5款繰入金で14万1千円の減、6款繰越金で1,401万6千円の増、7款諸収入で船舶保険金等917万7千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で16万円の増、2款船舶費でフェリー減便運航による燃料費の減、及びフェリードック費用の減で1,051万円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和2年12月15日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長(宮城安志)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

これで討論を終わります。

これから議案第51号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第51号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第52号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第52号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,187万3千円とするものであります。

歳入につきましては、2款寄附金で90万円の増、4款繰越金で117万1千円の増額となっております。

歳出につきましては、2款事業費の奨学金貸付等で寄附金の減額268万2千円の減、3款積立金で299万9千円の増、4款予備費で175万4千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであり

ます。

令和2年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和2年12月15日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第52号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号・令和2年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第53号・伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第53号・伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について。

伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別添のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和2年12月15日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の整備が必要となりましたので、本案を提出するものであります。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

ちょっとお聞きしたいと思います。本案は、中身に目を通してみますと、特定地域型保育事業と訪問型保育事業ですか、大きく二つに分類されておりますが、その中身、詳しく聞かせて下さい。

これまでの保育運営と、さらに大きく変わっていくのか。その辺りも含めて聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

前田議員の質疑にお答えします。伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の条例の中で、今回、特定教育というのは認定こども園、幼稚園のことを示しておりまして、そして保育施設というのは保育所、及び特定地域型保育事業というのは、小規模保育、家庭的保育、そして居宅訪問型保育のことを示しておりまして、これは全体を網羅して運営する基準を今回制定していますので、実際26年から制定されている子ども・子育て支援法に基づく条例で、実際いま伊是名村で行われている保育、そして教育の方は事業の運営に変わりはありません。内容の一部で変更が生じているということです。以上です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

あと一つさらに詳しく聞かせ下さい。特定地域型保育事業なんですけれど

も、例えば今後この条例が可決して施行されていく中で、今後、この地域型に訪問保育ですか、そのあたりも条例の中に組んでおるわけでありますが、そのあたりの業務の対応ですか、例えば、役場で職員として採用して、訪問型派遣職員とするのか。あるいはまた臨時で職員を雇用して専門型でやるのか、そのあたりを詳しく聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

特定地域型保育事業に関しては、小規模家庭的保育、自宅で家庭的保育ということで、実際、研修を終えて保育士の資格を持っている方が家庭で保育をするという事業の内容になります。

そういった事業をする際は、やはり施設の設置ということで、自宅、もしくは事業所の方でしっかり施設の規模の大きさ、そういったものがしっかり確保できるかというのも調査の対象になりますので、私たち保育所の設置と同様の基準を設けて事業を委託するという形になります。

いま伊是名村では、公立の保育所、幼稚園等がありまして、現在、定員を割れている状態なので、これから今後、未来に向かって伊是名村の方で人口増が見込まれた場合には、こういった保育も必要だろうということで国に準じて条例の方も整備させてもらっています。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第53号・伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号・伊是名村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13

議案第54号・伊是名村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第54号・伊是名村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別添のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和2年12月15日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、伊是名村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の整備が必要となりましたので、本案を提出いたします。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑を終結します。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。

これから議案第54号・伊是名村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第54号・伊是名村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時31分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第14

議案第55号・伊是名村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第55号・伊是名村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

伊是名村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別添のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和2年12月15日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、伊是名村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の整備が必要となりましたので、本案を提出するものであります。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは質疑を行います。放課後児童の件について、これは教育委員会の管轄ですか。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後 2 時 3 4 分

再開 午後 2 時 3 5 分

議長（宮城安志）

再開します。

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

平成 6 年に制定されて、大幅に内容照らし合わせてないんですが、見たときにここで事業所とあります。事業所という説明をお願いしたいと思います。

そして現在、放課後クラブというのが現在実施されているのかどうか。私、去年、一昨年これ質疑していますけれども、どうもないようであるようではっきりわかりません。そしてなぜそういうことを聞くかと言うと、学童クラブもいま私たち協議しているし、そして放課後クラブというのは学校の先生でやると、別々な事業になるわけですけれども、それに関連しまして、今後いろんな協議をしていかないといけません。その中で学童、放課後の状況、小学校の場合どのような状況になっているか、その件と。

事業所というのは、その他のことを指しているのか説明をお願いします。そして現状を確認したいと思います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

今回の伊是名村放課後児童健全育成事業整備の観点から、伊是名村の条例での事業所と出てくる内容について説明ということで、お答えさせていただきます。

いま言う放課後児童健全育成事業というのは、簡単に言いますと、放課後の小学校、そして中学校の空き室の施設を利用しての放課後の預かり保育みたいな形の形式になります。

内容としては、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、小学校に就学している児童に対して授業終了後に小学校の空き教室等を利用して行う事業となっています。

ここで言う設置主体の方なんですけれども、設置主体は市町村、そして社会福祉法人が事業所という内容になっています。そこで保護者会、そしてまた教育委員会、他の団体も事業所として設置をして運営ができるという内容になっております。

現在、私たちの方では放課後キッズクラブというのがありまして、これは福祉課の管轄で居場所事業をしていますけれども、その事業は子ども貧困対策事業の中で行っておりまして、これは貧困対策の交付金を利用してまいっています。

今後は教育委員会の方で内容の方を確認してもらいたいと思いますので、引き続きをしたいと思います。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、質疑にお答えします。先程、住民福祉課長の方から居場所づくりの事業の件がありましたが、新しく小学校の方では建設予定しておりますけれども、その一角を学童の部屋として利用していくということも今後考えて検討中でありましてけれども、それでいま現在の放課後の教室、教室ということもありますので、絵画の講師をお招きいたしまして教室を行っております。それで講師の方にも車両を提供しているところでもありますけれども、放課後の居場所づくりの方は、現在、住民福祉課の事業の方で送迎も踏まえてやられております。

教育委員会は、また教育委員会の管轄の方で教室を運営しているところであります。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

福祉課の方では貧困対策事業として実施されていることは承知をしています。その概要につきまして3年前から私も教育委員会ともいろいろ協議しながらやったんですけれども、どうしても学童と、そして放課後クラブ、そして貧困対策、この3つが重なってしまって、いろいろ難しい点もあったんですけれど

ども、いまうまく形の分ではやってはいるんですが、今後、間もなく小学校建設とか、いろんなことが出てきますけれども、いま実施されている放課後の方は何名ぐらいの子が実際にいるのかどうか。それは希望者だと思いますので、実際、いまスタートしてから何カ年ぐらいなのか。その教室で足りるのかどうか。そういったことも考えられますし、いま課長が将来に向けての話をしていますけれども、将来学童ができたなら、これはなくなるのかどうか、そのあたりもいま予想されているのかどうか。課長どうでしょうか。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

質疑にお答えします。事業の方が同じ居場所づくりということで、放課後学童クラブ、そして私たち住民福祉課の居場所の事業となっておりますが、実際、通っているのは3年生以下の14名のお子さんたちが通っています。

内容がお互い事業の内容が変わりますので、今後続けていくかという内容に関しては、どこを利用するかは希望者の親御さん、保護者になりますので、そこら辺、事業は私たち継続していきたいと、そういった子どもたち、お子さんたちがいると現状見えていますので、どこを通うかというのは保護者の選択になってくるかと思っておりますので、両方とも継続はしていく可能性は高いと思います。以上です。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

お答えします。具体的な人数としては、ちょっと申し訳ございませんが、記録をしておりませんが、時間で講師をお招きして、そこで希望者を募ってやっているということになりますので、決まった人数がそこに参加をされているかという、そうでもない状況があります。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号・伊是名村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第55号・伊是名村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第56号・伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第56号・伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和2年12月15日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、児童扶養手当の支払い回数が見直されるに伴い、児童扶養手当証書の有効期間が変更されたことから母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者証も児童扶養手当と同様の有効期間を定めなければならないため、本案を提出するものであります。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。

これから議案第56号・伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第56号・伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第57号・伊是名村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第57号・伊是名村過疎地域自立促進計画の変更についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村過疎地域自立促進計画を別添のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めます。

令和2年12月15日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により本案を提出するものであります。

なお、平成28年度から令和2年度までの基本計画新旧対照表も添付されております。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま説明もあったと思うんですけども、過疎法も今年が最後ということで、今の補正であがっている住宅の変更だろうと思っておりますけれども、新聞等で過疎法も新たに18市町村、大丈夫だろうということを聞いて、大変議

員全員が新聞を読みまして安堵しているところであります。

今回の過疎の変更で最後の年に過疎計画の変更、そしてこれは過疎債借入のためにどうしても変更しないといけないということだろうと思うんですけども、いま現在、定住促進住宅も、それからいまの住宅も繰越が前提となっておりますので、来年度中には繰越して、どうしても完成させないと、過疎債、起債の方の手続きが事故繰りになったらできないと大変危惧されるわけです。

ぜひ、最後の計画変更で、わざわざ過疎債を借入れたりするというところで臨んでいると思いますので、ぜひ計画どおりに事業が繰越しても来年度中には完了するようにということを書いて、この大きな変更はそれかなと思うんですけども、細かいところの変更は増額なんですけれども、新旧を持ってなくて、そこだけ少しだけ説明していただけたらと思いますけれども、よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

宮城議員のご質疑にお答えしたいと思います。今回の過疎の変更は、議員おっしゃられたように糖業生産体制強化整備事業、それが大きな変更となっておりますが、細かい変更については、伊是名村老人クラブ運営費補助、こちらが過疎に該当しておりますが、こちらの事業費の増の部分です。そして起債額の方は変更はない状況です。

それともう一つは、伊是名小学校校舎改築事業、こちらも今年度で建築事業費を計上されておりましたが、委託だけでしたので、事業費の変更に伴っての変更、この3点が変更箇所になります。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

この過疎計画の最終ということでもありますので、ぜひ計画どおりに事業が執行できるように願ひまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号・伊是名村過疎地域自立促進計画の変更についてを決  
します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第57号・伊是名村過疎地域自立促  
進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 (午後2時54分)

令和2年第4回伊是名村議会定例会会議録 第2号				
招集年月日	令和2年12月16日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会	開会	令和2年12月16日	13時59分	議長 宮城安志
議長の宣告	閉会	令和2年12月16日	16時25分	議長 宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	8	前田 清	出席
2	宮城 義秀	〃	9	東江 克伸	〃
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和	〃	11	宮城 安志	〃
6	東江 源也	〃			
7	伊禮 正徳	〃			

会議録署名議員

9番	東江 克伸	10番	潮平そのみ
----	-------	-----	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	書記	島 瑞紀
--------	-------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田 政義	農林水産課長	前田 秀光
副村長	奥間 守	建設環境課長	末吉 長吉
教育長	照屋 巧	教育振興課長	濱里 篤
総務課長	諸見 直也	住民福祉課長	諸見 美奈子
会計管理者	兼元 清永	商工観光課長	前川 栄進
企画政策課長	神田 宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和2年12月16日

一般質問
辺地総合整備計画の変更について

令和2年第4回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午後2時

2. 付議事件及び順序 令和2年12月16日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1		一般質問
2	議案第58号	辺地総合整備計画の変更について

令和2年第4回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
前田 清	事業整備計画について	村 長
伊 禮 正 徳	1. 新型コロナウイルス感染症影響による経済 活性化協議会の設置について 2. 農業集落排水施設整備及び家庭柵接続状況 などについて	村 長
仲 田 正 務	諸見神アサギ敷地内の整備(石積み)について	村 長 教育長
東 江 源 也	道路整備について	村 長
宮 城 義 秀	伊是名漁港海岸(通称・伊是名ビーチ)の整備計画 について	村 長

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。

（午後 1 時 5 9 分）

ただいまの出席議員は、10 人です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第 1

一般質問を行います。5 名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。8 番、前田清議員。

8 番（前田 清議員）

皆さん、こんにちは。質問の趣旨を読み上げる前に、字句の訂正をお願いしたいと思います。

質問内容事項の 1 行目の 14 社とあるものを 15 に訂正お願いします。

では、質問を読み上げて趣旨に代えたいと思います。

事業整備計画について。本村には、建設業を営む会社が 15 社ありますが、この会社で多くの方々が働いているのが現状であります。

村において公共事業をとおして、その方々の生活の安定化を図ることが大事だと思います。もちろん安定化を図るためには、事業の計画は不可欠なものと考えます。

近年その基になる委託設計業務予算が減少に至っていますが、このような状態で今後続くならば、公共事業が減少して働く方々の生活基盤が心配されるものと思います。

そこで村長に伺いますが、村民の生命と財産及び生活基盤を守ることが村民付託を受けた村長の努めだと私は思いますが、村長の考えを伺いたい。以上であります。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

こんにちは。それでは、前田清議員のご質問にお答えいたします。

本村の公共事業において、これまで建設業関係者のご協力もあり、農業や水産業、そして道路や公共施設など多くの基盤整備が行われてきました。しかし、

近年はその施設更新等の事業が多くなりつつあり、それら継続事業に対する予算においても配分額が毎年度減額傾向にあるため、工事等も減少している状況であります。

現在は道路事業や水道事業、漁港海岸整備事業や集排事業の継続事業の工事を中心となっておりますが、沖縄振興特別推進交付金事業や過疎地域自立促進計画並びに辺地総合整備計画等に盛り込まれている各事業について、今後は随時、各事業課で新規事業として採択率の向上に努めてまいりたいと考えております。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

質問の趣旨から率直に申し上げるわけではありますが、近年、工事が減少し、そして建設業者の皆さんから声が多々聞かれるわけであります。

今後、2～3年うちはどうなるんだろう。そしてそこで働く方たちの生活は維持できるんだろうかという声がよく聞かれます。

現在、実施している事業はチゲン線、南風原線、そして上仲田線、今後、小学校建設事業が実施されていくわけなんですけど、この前、資料をいただいた中ではまだ採択に運んでないものが数多くあるようであります。

そこら辺り早く採択に位置付けるためには、やはり実施採択に向けて計画を作成する人事配置等、そこら辺り一番僕は不可欠なものではないかなと思ったり、もちろん財政等も鑑みてのやり方も必要なことだと思いますが、そこら辺りは村長どうでしょうか聞きたいと思えます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

村内の公共工事については、ご承知のとおり、これまで復帰後、農業、漁業、そして道路整備、各施設整備等々、沖縄県の高率補助がある間、整備をしようということで、たくさんの事業をこれまで導入してきたところであります。

いまそういった大型事業がほぼ完了している中であって、これから新規の大型事業はどうなるんだろうかという心配はあろうかと思えます。しかし、先程

申しあげましたように、私たちの県における沖縄振興特別推進事業交付金とか、あるいはまた辺地総合整備事業、あるいはまた過疎地域自立促進計画、そういった大きな事業計画の中では、ほぼ事業計画は盛り込まれていると私は思っております。

そういった事業を一つ一つ実現をするために、いま関係各課が一生懸命取り組んでいるところでありますので、私も当然、議員がおっしゃったように、村民の福祉向上、生活を支えるということは基本的な考えでありますので、これからも事業が一つ一つ芽出しをしていくように取り組んでまいりたいと考えております。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

この前、資料をいただいたものを見てみますと、殆ど新規事業で、これから採択に向けて取り組んでいるということではありますが、いま単刀直入に聞きますが、実際、計画を作成する人材を確保されているのか。いま伊是名村の職員は中堅クラスが少なく、そして経験豊富な方が上と下がだいぶかけ離れているのではないかと僕は察しているわけではありますが、そのあたりも含めて、村長、計画作成に向けての取り組みの人事配置を慎重に考えるべきではないかなということ、もちろん掲げた政策もそれがなり得ないと実現もできていかないと僕は察するわけではありますが、どうでしょうか、もう一度お願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。ご承知のとおり、本村の各事業等を芽出しするためには、第4次伊是名村総合計画があります。それに基づいて私はいろいろと取り組んでいるところであります。

先程申しあげたように、各事業計画の中に盛り込んでいる各事業一つ一つを芽出しするためには、どうしても県の支援がなければいけないと、県との調整をしなければいけない、あるいは要望しなければいけないというところであり

ますので、一つ一つの事業について、確実に芽出しができるように県、国と折衝してまいりたいと考えております。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

それでは参考にまで再度伺いたいと思います。いま掲げている新規事業において、順位的に芽出しをつけるなら、どういった順位になっていくのか。そのあたり聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

県、あるいは国とのやり取りもありますので、確実にということになりますと、なかなか公言も難しいことでもありますけれども、私たちはその各事業が一つ一つ芽出しができるように努力をしていくということでもあります。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

努力されて、吟味されていくということは当然のことだと僕は理解しますが、いま掲げている事業整備の一覧表を見ると、どれから先にやっていくんだ。もちろん県、国との調整、それは営業のスタンスも僕はあるかと思いますが、村長自身として考えはどうだろうか、それを僕は聞いたつもりですけど、再度お願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同じようなことになるとは思いますけど、各事業が一つ一つ確実に芽出しをするような方向で県や国に折衝していくと、そのことに尽きると私は思っております。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8 番（前田 清議員）

それでは関連して最終的な面で企画課長に聞きますが、もちろん資料は村長の方から提示していただいているかと思うんですが、そのあたり単刀直入に申し上げれば、どれから順位的になるだろう、おおよそでいいですから、もちろんこれは村長の采配がなければ順位的なものは適わないと、そういう理解はしますが、担当課として考え方としてはどうなのかを聞きたいと思います。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

お答えいたします。企画の方では、各所管課から現在進めている事業の方で総括して、事業費なり、整備年度なりを収集しておりますが、個別の事業、各課において優先順位をつけて年度ごと、お配りした資料にもたぶん整備予定年度とか載っていると思いますが、その年度で各課において進めていくべきことを推進しておりますので、お配りした資料のとおり、その年度採択に向けて事業課共々、次期採択に向けて頑張っている状況でありますので、明確にこの事業という答えはできないんですが、そういった状況です。

議長（宮城安志）

8 番、前田清議員。

8 番（前田 清議員）

単刀直入にあと1点お聞きしたいと思います。もちろんいま掲げているものを実施していく中で、これまでの起債絡みもあろうかと思いますが、起債を返済している絡みも合わせて、どういう事業がこの中でできるんだと、おおよそ僕は察するものと理解するわけです。それをあえてお聞きしたわけですが、実際、その絡みと合わせてどうなんだろう、どれが長期的に起債は長引いて返済、新しい例えば学校建設が入ってきた場合には、それは長期に渡っていきたくらうと思いますけど、また高額でもあるし、その他の整備ができるものなのか、その辺り聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。いま企画政策課長の方からもありましたとおり、あと担当課からあがってきた事業をいろいろヒアリングをして、採択に向けて可能性があるものについては全員で協議をして、この起債、その裏負担分について辺地債、過疎債をなるべく充てるようにということで、企画、それから担当課と調整はしているんですけれども、やはりいまおっしゃったとおり、高額な小学校、それから庁舎等々がございまして、その辺を考えれば非常に難しいというところもありまして、いま決まっている大型のプロジェクトの方は予定として充てております。

そこでいま各課で芽出ししている事業が確実にできるというのであれば、そこにいろいろ当て込んでいま進めているところではありますけれども、県の方からの事業費もありまして、その辺の調整がなかなかいま厳しい状況であります。

できるだけ多くの事業を取り入れていきたいということでいま調整をしていますけれども、その辺の調整が非常に厳しいということでもあります。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 1 6 分

再開 午後 2 時 2 1 分

議長（宮城安志）

再開します。

8 番、前田清議員。

8 番（前田 清議員）

先程も私の方から言いましたが、やはり計画作成にあたっての人材確保が一番大事ではないかなと思います。それで人事を一番総括する副村長に聞きたいわけではありますが、例えばある市町村において、この計画作業をさっき専門的な人材はいないということで、人事配置はできてないということでは、ある市町村では、これを専門的にずっと計画をなし得る担当を置いているところもあります。

あるいはまたこれを外へ専門的な作業を受ける業者がいて、そこにアドバイ

ザーみたいな感じの専門的な業者もいることであります。そういったところもうまく利用して対策してみてもはどうかと思います、どうでしょうか。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

計画立案に関して言えば、より効果な話があったとおり、考え方としてはあり得る話なのかなとも思いますけれども、我々これまでやってきた村としては、先程も休憩の中で言いましたけれども、各業務については主管課長を中心に事務を分担して、そういうふうな取り決め事項をやっていままでできております。

今後もできたらその方向で進んでいくものと私は思うんですが、大型事業とかが入ったときには他所に委託とか、また、こういう人材も取り入れてということになるのかなと思っておりますが、当分はいままでの状況を踏まえて進んでいくのかなというふうに考えております。以上です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

公務員の人事異動はつきものであります。それはもちろん私も理解はしています。しかし、定期的に2～3年に一回異動はしているかと思いますが、常に新しい人が来て、その作業に慣れるまでは、どうしても時間と期間がかかるわけであります。やはりこういう事務方で慣れている人は、当分の間、ここで配置してもらおうとか、あるいはそこに慣れるまでその人を配置して、新しい方をうまくどンドン後継していけるような体制づくりが一番僕は大事ではないかなということだと思うわけであります。

また、さらに先程言いましたように、外部に外注して、専門的な作業を請け負ってもらって、スムーズに事業が運べるような対策が僕は全体的には必要かなというふうに考えたりもするわけであります。それで副村長、人事を総括する一番の担当者だから、それで僕は聞いたわけであります。

だから、ぜひ今後もそういった考えも含めて検討してみてください。できるだけ末端の建設業者さんが働く方たちの雇用の場を確保できるように頑張ってくださいと思います。

最後に村長これまでいろいろと述べてきて、また村長の答弁もいただいたわけですが、総括して前向きにまとめとして答弁していただけないかなど。

とにかく公共事業の工事を減らさないよう、そして建設業畑で働く方たちの生活を守って安定化していけるという村長の考え方、強い思いを僕は再度聞きたいと思います。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

行政報告の中でもご報告しましたけれども、本村のいま大型事業としましては、小学校建築、庁舎建設、そして屋之下原におけるスポーツアイランド事業、あるいはまた上下水道事業、そして道路整備等々、芽出しをしつつある事業があります。

そういった事業も含めて、今後、村の財政状況はどうかというふうに考えてみましたときに、どうしても起債を活用することが多くなると思っております。

現在の公債費比率が5.5%、それが大型事業が進むにつれて、だんだんと公債費比率が高くなって、将来は10%台に跳ね上がるのではないかという心配もいましているところであります。

そういったことも考えながら、公共事業をどういった方法で村が体力のある範囲内で行えるのかということを考えながら事業を進めていかなければいけないと、そういういま厳しい状況にあります。

そういったことも含めて、しかしながら公共事業、あるいは村民福祉の向上については、どうしても村の村費を費やして、それを村民に還元するということが大事なことでありますので、今後とも公共事業等を絶やすことなく、そして多くの方々がその利益を受ける。そしてまたその利益が村民に跳ね返ると、村民福祉に連動していくと、そういうふうなことができればというふうな考えながら、村行財政を運営していきたいと考えております。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

熱く強い思いを聞きました。ぜひ、頑張っていたいただきたいと思います。

また、再度業者の方々が来ましたら、そういうふうな体制を踏まえて頑張っていくという村の考えでありますということを伝えていきたいと思っておりますので、先程議論にもなったかと思いますが、その辺りも含めてしっかり頑張っていたいただきたいと思います。終わります。

議長（宮城安志）

これで、前田清議員の質問は終わりました。

次に、7番伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

皆さん、こんにちは。一般質問を行います。まず、1点目、質問事項、新型コロナウイルス感染症影響による経済活性化協議会の設置について。

質問の要旨、新型コロナウイルス感染症は、全国に歯止めがかからない、第3波が急速に感染拡大し到来。村民生活環境や経済に更なる打撃が予想され、経済回復策は課題となります。

（1）新生活様式と村経済回復活性化を両立する対策には、各種経済団体や村民で構成した（仮称）「村経済活性化協議会」を設置し、幅広い意見交換の場として、緊急的村経済回復対策に反映してはと思われませんが、村長の見解を伺います。

質問2、農業集落排水施設整備及び家庭柵接続状況等について。

質問要旨、村の集落排水施設は老朽化に伴い現在、西部地区の処理施設等の再整備から実施されています。しかし東部地区の整備が遅れ処理施設からの臭気や、また全地区には家庭からの汚水柵への未接続箇所があるとのことで、排水溝からの付近への臭気が漂い、生活衛生環境に影響を与えています。

（1）伊是名東部地区の処理施設整備建設予定地の再検討状況を伺います。

（2）各字の接続対象戸数、未接続戸数それぞれの接続率、全域統計を伺います。

（3）下水道接続促進事業補助金交付制度の創設調査検討をできないか伺います。以上、よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

伊禮正徳議員のご質問、まず1点目は新型コロナウイルス感染症影響による経済活性化協議会の設置についてのご質問にお答えします。

これまでの状況としましては、3密並びに新しい生活様式による、感染防止対策を最優先するという考え方から、協議会は設置しておりませんが、各課においては、関係団体から意見を聴取して取りまとめ、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して、諸事業を実施して来ているところがあります。

また、現在、第3波によって、沖縄県が地域限定で時短臨時休業要請、並びに離島への渡航自粛要請を行うなど、感染拡大防止に対応していることはご案内のとおりであります。

本村においても、感染拡大防止対策は最優先課題であり、そのことを踏まえて、村内経済回復については、協議会設置も含めて、関係団体の意見を聴取する等、対策を講じてまいりたいと考えております。

2点目の農業集落排水施設整備及び家庭柁接続状況等についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の伊是名東部地区の処理施設整備建設予定地の再検討状況について、お答えいたします。

当該地区については、平成27年度新規事業として平成26年度に事業計画を作成し該当集落へ事業計画の内容を説明いたしました。計画の内容について同意が得られず、27年度採択で予定をしておりました事業費を伊是名西部地区へ地区換えをした経緯があります。その西部地区では、令和4年度完了を目標に現在整備中でありまして。

伊是名東部地区につきましては、令和5年度採択に向けて新年度から作業を始める予定にしておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目の各字の接続対象戸数、未接続戸数、それぞれ接続率、全域総計については、農林水産課長の方から回答をさせることといたします。

3点目の下水道接続促進事業補助金交付金制度の創設調査検討について、お答えいたします。

このことにつきましては、伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第7条第1項第2号の規定により接続をしようとする者が負担することになっており、これまで接続済みの方々は自己負担にて対応しております。

このことに鑑みた場合、未接続者のために補助制度を設けることは大変厳しい状況であります。

村としましては、接続率が向上することは大変良いことだというふうに思いますが、村民の負担の公平性を考えると条例に基づく自己負担が妥当ではないかと考え、いまのところ制度の創設は予定をしておりませんが、引き続き促していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

伊禮議員質問2点目の各字の接続対象戸数と未接続戸数、それぞれ接続率、全域総計についてお答えいたします。

なお、対象、未接続、接続率の順序で各集落読み上げますので、よろしく願いいたします。

伊是名集落143、7、95.1。仲田集落192、5、97.4。諸見集落179、43、76.0。内花集落54、3、94.4。勢理客集落70、8、88.6。村全域で638、66、89.7。以上でございます。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

1番、2番、回答をいま確認しましたがけれども、まず1の1番について、いま村長の回答は、私は協議会は設置はしないという形で、各課の担当の方で意見を聴取するそういう形の考えなのかなといま受け止めていますが、その前にコロナ対策の方を強調されていました。これは重々承知しています。

去った11月11日付、資料が手元に届いていますが、新型コロナウイルス村独自の感染症予防基本ガイドラインが作成されています。

もちろんこの中身を見ますと、こと細かに万全対策が出来上がった独自のガ

イドラインであり、高く評価されます。ぜひ村民の皆さんには周知徹底され、村民、島を守る対策で万全を期していきたいと私も考えております。

そして今回の協議会の設置については、先の6月一般質問の中でも取り上げたわけですが、そのとき村長は、緊急的な事項であり、取り組みを努力するという回答でありました。私、6月には課長に必要性があるのではないかと思います。思い再三の答弁を求めたところ、村長は努力するというので、緊急的な事項であるということで回答したわけですが、今回、今日まで設置がされてなくて、今回の再質問となっていますけれども、その後、担当課長、私が6月以降、そして今日まで他市町村あたりの調査とか、そういったことはされて、こういった協議会などがあるかどうか確認はされたかどうか、担当課長に確認したいと思います。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

先日、北部の12市町村に連絡を取って、10市町村の状況だけ確認しておりましたが、コロナの経済対策に向けての協議会設置しているところは、北部の方では10市町村なかった状況です。

この会議の方で3密対策取れなかったり、また、コロナ対策交付金事業については急ぎでやっていかないといけないという部分で、各所管課に関係団体との調整を図っていただいて、事業の芽出しをしているという状況でした。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いま北部の方はなかったということですが、県内の私はある町村議会の関係者と協議をした覚えがありまして、資料の方を参考にもらっております。

これは5月、6月の出来事でした。私が思っていたとおりの協議会等が設置されて、緊急事態宣言の後、そういった市町村もあって、ぜひ島にも必要だなと思って6月の本会議で質疑をやっております。これは経済対策協議会の要綱という形で担当課は持っているわけです。

そしてなぜそのことをこれほどまでに強調するかというと、村民からの意見

もありました。コロナ対策、対策だけは協力して皆さん対策本部からいろいろな方法で何とかやってきていると、しかし、県内関係に関しての各種団体とか、村民からの意見、交付金あたりは、各課から各団体だけに連絡を取り合っている努力しながら支援しているということではあるんですけども、ぜひ村民からの声があると、これまで影響を受けた村民生活や各種団体、個人業主に国の施策などを先程村長も強調されておりましたけれども、重々承知しております。

私は、いまこそ島の経済回復には引き続き感染防止対策と社会経済活動の両立に取り組むことが大事だと私は思っております。

村が中心となり、村民又は各経済団体のいま困っていること、悩み事等々、協議をする場、例えば最近よく噂を聞きます。農業生産者の中には商品が売れないとか、あるいは観光施設の問題、あるいは建設業の問題、先程の一般質問でも激減しているという工事の問題等々、各種団体にはいろんな悩みなどもあると思います。

そういった意見を反映できる場所、コロナ禍の中ではありますけれども、それなりの対策の協議、意見を述べられる場所は作れるのではないかなと思ってはいますけれども、私はその協議会というのは作ることはできないということで確認していいのかどうか。もう一度答弁をお願いしたいと思います。これに対して設置するかどうか、はっきりお願いします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

ご質問にお答えします。先程、村長、設置しないとは言ってなくて、今後の感染状況、歯止めがきく状況を踏まえて、協議会の設置も含めて関係団体の意見も聞きながら対策を講じていくということで村長答弁したと思いますので、協議会を設置しないという形では言っておりませんので、今後また検討する余地はあると思います。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。私の勘違いだったかもしれませんが、これは緊急事態

ですので、緊急事項ですので、コロナ禍というのは重々承知しています。

これは年度ごとの事業ではありません。今日、明日にでもという形にはいきませんので、ぜひ、前向きに設置できるような体制を取っていただきたいと思っています。

それから次に進みます。2の1の件ですけれども、いま説明を受けました平成26年東部3地区への事業説明会が計画案では3地区の施設を1箇所統合する説明でした。予定箇所の同意に厳しいという噂を聞いていますが、予定箇所、昨年からの村長の施政方針にも建設予定箇所の見直しが統合可能か調査することとなって、3年間同じような形で施政方針に載っけられております。

令和5年までには整備をするという計画で進めていくということなのですが、巷の噂、東部地区確認してみたら、26年以後、私の地元仲田の方も各字説明会をまだされてないと思います。

こちらで再度確認しますけれども、当時の計画の場所は白紙撤回に戻すということなのかどうか、そのあたりの回答をお願いしたいと思います。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。当時の計画については、当時、同意が得られなくて、その事業費を西部地区に移動した経緯があるということで、村長の答弁にもあったとおり、その計画では再度ぶつけても同意は厳しいだろうという判断が考えられますので、場所を改めて検討する必要はあろうかと思えます。

但し、その後、各集落への説明会は行っておりませんが、理由は事業計画の採択を受けるまでの農林事業として2カ年を有しますので、令和5年を目標にすると、次年度の作業スタートになりますので、そのときに各集落に入りたいと考えています。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。各地区の処理施設もまだまだ周辺には臭気が漂い、自然豊かな海の香りや新鮮な空気の中で生活ができる日はいつかと、正直言ひまして、

処理施設の近隣の方とちょっと確認をしたときもありました。大変心苦しい、目が痛いという切実な声も聞いています。臭気があまりにも酷い、早急な整備を望む声でありました。一日も早い建設箇所を選定して整備できるようにお願いいたします。

それでは2番目に進みます。2番目の各字の接続対象戸数のいま確認がありましたけれども、この件は、一般質問では27年から29年、そして今回の令和2年、3回目、前2回は潮平議員が行って、今回は私の方が行っております。

29年から調査開始して報告は受けておりますけれども、その後の調査の結果からまだ3年～4年ぐらいなるんですが、調査状況がなかなか前に進んでない状況ですけれども、その調査全地区終わるのがいつになるのか、計画をお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。前回の調査は、単純にその家が接続されているか、いないかの調査でありました。今年度に入って詳細の調査を入れておりますが、それはいま仲田集落から始めております。

諸見集落までは年度内でいきたいといういま目標はもっております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いま詳細ということですが、仲田地区だけが詳細も全部調査されているということに受け止めます。

では、この詳細というのは、どういうことかと確認してみたら、未接続がいま仲田だけしか調査されていないということで、仲田を中心にやっています。仲田は未接続が5件しかないということですが、私は5件ではないと思っていますけれども、しかし、これまでこの報告を受けるまでは12～13件ぐらい、あるいは18件とかという噂があって、実際の数字はわかりませんでした。

いま調査している途中で、私も2～3カ月前からいろいろ県と調査を一緒にやっている状況ですけれども、どうも見たらトイレだけが接続されて、台所は接続されていない、浴室が接続されていない、そういった分離されたやり方で、全くされていない箇所が5件ということで解釈していいのかなどか。

そうするといま別々に3箇所下水道に接続すべきところがまとまってなくて排水溝に流れていると、合計すると、この5件ではなくて、実際何件ぐらいになるんですか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。いま議員のおっしゃるとおり、接続すべき家庭内の施設として台所、トイレ、浴室（風呂場）、この3本が主なものではないかと考えられます。

その中で、それを個別に調査したのが今度の仲田集落の詳細の調査ということになります。

そこで仲田集落で台所を接続していないのが9件、トイレを接続していないのが2件、風呂場を接続していない件数が12件、これはその3つのうちどちらかは繋がれているという件数に分類されます。それに先程の完全に繋がれていない5件をプラスした数となります。総数で25～26件になろうかと思えます。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いま確認しました。これも未接続ということに捉えるべきだと私は思いますが、5件だけではないと思えます。これから調査していく形になると、5カ字からすると、トータル66件という報告あるんですが、これ以上、倍になる可能性も私はあるのではないかと思います。

ですから、66件の未接続ではなくては、調査していくにしたがってパーセントもかなり下がっていくと思えます。そのあたりも踏まえて、早急に現状を皆さんにお伝えしながら進めていきますけれども、議長、休憩をお願いします。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時06分

議長（宮城安志）

再開します。

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、今日は未接続世帯の一日も早い接続依頼、啓蒙活動は、村広報なり、そして訪問されて接続依頼もしていることも重々承知しております。

そのような中で、いま配布された写真は仲田を例にして、シートでグレーチングを被せて臭気防止に着手して、数十年どころか、20年ぐらいそういう状況が続いています。そういった道路の状況、そして仲田だけではなくて、諸見の一部もそういう情報を聞いております。

諸見が、戸数的には40～50軒近くあるわけですから、かなりあるのではないかなと、特に東方面、そのあたりからの情報も聞いたりしています。仲田は全体的にあるということで状況を皆さんに伝えておきます。

そのようなことから、私は私なりに一通り確認、調査しているんですけども、どちらの家が未接続なのか、まだ正直言いまして全くわかりません。たぶん予想では、意図的に接続をしないと、そういったことではないと思います。やはり予算的とか、そういったことが問題になっているかなと感じたりしているところでもあります。

そこで次の最後の質問3番に入りますけれども、私は下水道促進補助事業というのが正直言いまして質問するのにちょっと悩んでいました。というのは行政の経験からしましても重々承知はしています。いまの村長からの答弁もありましたとおり、条例、あるいはまた既に25年も経過している状況の中で補助金制度がないかということ自体、本当に質問していいかどうか、それを思い切って私はやってみました。

この件について、担当課長、いま厳しい状況だと回答あったんですが、他市町村の調査状況がありましたら報告お願いできますか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。これから申し上げるのは、当該調査は電話での聞き取りの調査の結果でございますので、まず伊平屋村、宅内枡設置までは村の負担、残りは、その家の方々の負担ということで、補助制度はないということです。

次に栗国村も伊平屋村同様ということです。座間味村も同様ということです。恩納村は、補助対象と補助対象外を設置しております。対象外を村の単費でやっているということです。

続きまして、宜野座村は先程の離島市町村と同じように、宅内枡までは事業費でやりますが、それ以降は個人の負担ですよということになっておりますが、施設を区が管理しているということでありました。接続率は100%だということでした。

東村、国管理委託していると、浄化槽が多く農排は一部のみということでございました。大規模な改修があるときに交付金でやるということでもございました。

金武町も同様に区が管理しているということです。金武町は接続については区が補助しているということです。

全額補助、区によって違うようです。金武区は一律3万円、並里区は全額補助、他地区はないということでもございました。こちらも先程の東と同様で、大規模改修については交付金ということです。

以前に議員からお話がありました西原町については、本管は公共下水道ですので、西原町で本管工事を行っていないと、接続に関しては、接続率、本管の普及率が50%という低さのため、下水道事業を広域的に行っていますが、その事業を行っているところのみに補助をあてがっているということで、本管のあるところには補助金は投入しないと、独自の負担ですよということです。

これからすると、伊是名村はすべてにおいて本管は終えていますので、西原町の考えも該当しないということになるかと思えます。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

### 7 番（伊禮正徳議員）

わかりました。この補助金に関しては、各市町村もいろいろ研究されているということで理解いたします。私も私なりに調査はしています。そのあたり、どうして十数年も供用開始してから補助金制度ができたのかということで、ある市町村に問い合わせをしたところ、一括交付金なのかどうか、この補助金、沖縄振興公共投資交付金というものを使って交付をしている。限度額を設けて行っているということで、いま現在も進んでいるということでありましたので、接続から何年経とうが途中からできたということ自体どういうことだったのか、そのあたりも研究してほしいなと思って、補助金制度という形でそのとき質問したわけです。

そのあたりがもし厳しければ、先程言ったように接続してない方々は村から何らかの形で行動を起こさない限り、なかなか接続はしてもらえないのかなと思ったりしています。

そういうことで貸付制度とか、そういったのもまたピーアールしながら、ぜひ行動して行って接続率を上げるようにお願いしたいと思います。

最後になりますが、既に供用開始から25年の歳月が経過しています。その間、殆ど接続率はアップしてないような感じがします。

未だに集落内には排水溝から悪臭がある環境や、悪臭を防ぐ排水溝にゴムシートを被せた字仲田区の集落の風景などをなくして、美しい集落風景、環境整備を作るため、村は何らかの支援対策が必要と思いますので、その取り組みされることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。有難うございます。以上です。

### 議長（宮城安志）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

次に、3番仲田正務議員。

### 3 番（仲田正務議員）

こんにちは。一般質問通告書を読み上げて質問させていただきます。質問事項、諸見神アサギ敷地内の整備(石積み)について。質問の要旨、村の観光施設である尚円王御庭公園、尚円王生誕地みほそ所に隣接する神アサギのある敷地は珊瑚の石垣で囲まれた歴史を感じさせる場所であります。

平成8年の御庭公園の整備に伴い西側は石積施工がされ美しい景観が保たれております。又、平成29年にはみほそ所の改修工事も執り行われ石垣も積替えをし立派な史跡となって修復されております。

しかしながら隣接する神アサギの入口は石垣はあるものの景観が悪くなく積替えが必要だと感じます。

又、敷地の後方(北側)も御庭公園との敷地境界も雑木等がある状況です。南側と北側の珊瑚の石積みをし、島の先人の方々が残した歴史的建造物を残していく事が必要だと思いますが村長の見解を伺います。よろしく申し上げます。  
議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

ただいまの仲田正務議員のご質問にお答えします。尚円王生誕地屋敷内「みほそ所」が昭和33年1月に沖縄県指定文化財として登録され、引き続き諸見の神アサギは、平成6年2月に沖縄県指定文化財として登録されております。

ご質問の神アサギの入口は、左側の石積みが崩れており積み替えが必要だと確認しております。

石積みの修繕については、対応していきたいと思っております。

敷地北側の御庭公園との境界について、屋敷跡といわれている箇所もあり調査を踏まえて雑木の処理や石積みについて対応していければと考えております。

整備については、文化財との兼ね合いもあることから、慎重に対応してまいりたいと考えております。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

神アサギに隣接する敷地は平成27年尚円王生誕600年祭が行われました。翌年の平成28年8月に前所有者玉城家より伊是名村へ無償譲渡され、4年余りの月日が経ちます。まだ手つかずの状態であります。

そこで、神アサギの前の珊瑚の石垣を先程教育長が答弁されましたけれども、積み替えをするという話です。石垣を約1メートルほどの高さに積み上げをし

て、神アサギの有形民俗文化財としての趣を感じさせる石積みを希望します。

また、後方、御庭公園と神アサギとの敷地の高さは、高低差が2メートル段差があり、敷地境界あたりで土砂掘削が必要となるため、私が今日図面を手元に渡したんですけれども、同時にその場所は歴史的な経緯からして、史跡の発掘調査を行えないか一緒に検討して、可能なら敷地境界の石積みの工事も県の申請とか、発掘調査と並行してできるのか、お伺いしたいと思います。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、正務議員のご質問にお答えいたしますが、まず御庭公園の境界部分というのは、確かに手つかずの状態となっております。神アサギの敷地についても譲渡されて、現在は伊是名村の所有となっておりますけれども、みほ所、それから神アサギが同じ一つの地番になっておりまして、そこは文化財としての指定で隣接しますので、ここの発掘調査いけるかどうかは県との調整をしないといけないかと思いますが、以前に修復されたみほ所の石積みは専門の施工管理の方をつけて、ちゃんと管理ができる状態で文化財を修復、修繕といいますか、木の根っこあたりが結構石積みを壊すということもありまして、県の許可を受けまして工事発注をやったところでありまして、そこも踏まえて、これから側の石積みが文化財に影響するのかなのかも県と相談しながら、また、発掘調査等もいけるのか調整をして、これから沖縄県との協議が必要だというふうに考えております。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

いろいろな手続きが本当にあろうかと思っておりますけれども、ここは歴史的ゆかりある場所ですので、アサギのある敷地の後方部分は雑木等で、御庭公園の方から見ても景観に相応しくない場所であります。この場所は教育課の方で頑張っていて、ぜひできるようにお願いしたいと思います。

そして神アサギの前面石積みの施工ですけれども、施工を行う際に多少なりとも前面道路に影響を与えますが、そこで建設課長に伺います。

いま仲田区と諸見区の方で漏水管布設工事が行われておりますが、そののみ

ほそ所、神アサギの前の道路はいつ頃工事が発注予定ですか、お伺いします。  
議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。諸見地区の方は、既に今年度工事発注されておりますが、当該の箇所については、今年度の事業に含まれているか、ちょっと確認させていただきたいなと思っています。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

そこで布設替え工事が終われば、どうしても仮設舗装も予定がありますが、この仮設舗装の幅員とかわかれば教えていただきたい。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

定かな数字ではないですが、1メートルぐらいだと認識しております。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

1メートル、わかりました。そこで路線の舗装、神アサギの前の道路も舗装してから40～50年前の常温式の舗装で、あちらこちら骨材が捲れて、さらにいま仮設舗装、道路中央に敷設すると、その歴史的文化財のある周辺の趣に欠けると思います。

ですので、その区間は仮舗装に工事費を費やさないで、あと路盤材が出て、当分の間、村民、また観光客に我慢していただいて、いま伊是名区の銘苅家周辺は白色系舗装、又は景観性舗装というのが本当に尚円王のゆかりのある地の前の道路には一番理想的だと思いますが、村長そこの方をよろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

通告外でありますけれども、いまのところ舗装をどうするというふうな計画は持ち合わせておりませんが、教育委員会とも相談しながら、その周辺の景観とマッチするような形でやっていければというふうに考えております。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

アサギの前の石積みを積み替えしたら、どうしても道路の方も多少なりとも影響があると思って、これは関連でいま質問しましたけれども、ここは尚円王みほ所、アサギ、公園と歴史のある尚円王ゆかりの場所ですので、史跡整備を行い、新型コロナウイルスが一日も早く収束し、観光客が大勢島に足を運ぶことを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（宮城安志）

これで、仲田正務議員の質問は終わりました。

続けます。次に、6番東江源也議員。

6番（東江源也議員）

通告書を読み上げて質問いたします。質問事項、道路整備について。

質問の要旨、県道177号線の諸見区、1班辺りですが、道幅が急に狭くなっており、そこですれ違う時にはとても気を使います。以前はそこに民家があり、道路拡張が出来なかったと聞いています。しかし、今は民家もなく可能だと思っておりますが、村の取組はどうなっているのかお伺いしたい。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

東江源也議員の道路整備についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、県道177号線の一部区間においては、道路幅が狭く、交通安全面で支障があるということは承知しております。このことを踏まえて、県土木建築部との行政懇談会の中では、数回に亘って改築要望をしてきたところであり、県では村からの要望を受け、事業採択に向け取り組んでまいりましたが、一部の地権者の同意調整が難航して、事業が実施できず現在に至っております。

ります。

しかしながら、現在では周辺地権者の事情も変わってきているという情報もいただいております、地権者に交渉して、同意を頂いた後に、事業再開に向け県に要望していきたいと考えております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

県との交渉をしているということではありますが、工事がストップしてから何年ぐらい経ちますか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。資料によりますと、県道177号線は昭和58年頃に整備が始まって、いま完成ということになっているようでございます。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

いま建設課長、完成と言いました。いま県の工事は、ここで完了なんですか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

資料によりますと、58年頃に整備を実施して、当該未改良も含めての現況の完了というふうな感じであると思います。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

それまでの間、残りを造ろうと思っていたのか。その間の用地買収とかの経緯をお知らせ下さい。県との交渉は、村長、先程5～6回やっていたと言っていたんですが、現地の地主との交渉はどのような感じでやっていたのか経緯を

お知らせ下さい。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

私が建設環境課に来て2年目ですが、自分で交渉した経緯はございません。ただ、以前の課長の方々が交渉されたかどうかというのはまだ承知しておりません。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

この残り造ろうと思っていた問題、用地買収とか、交渉はしてきたと思うんですが、村長その辺の指示はなされましたか、どうですか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。これまでの経緯としましては、周辺の地権者、殆ど同意が得られるような状況であったというふうに報告を受けています。

ただ、一部地権者においては、なかなか同意が得られなかったと、そういう経緯もあって現在に至っているということでもありますので、最近そういった諸事情が変わりまして、地権者の同意が得られるような環境になるだろうという情報がありますので、その地権者に対しても同意お願いして、ぜひこれが同意いただければ県と調整しまして、この道路が完成するように努力をしていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

村長、この道は対向車が大型などが来た場合は本当に気を使うんですよ。特にまた港の方からあがってきた場合、右折するときなんか前方が見えにくくて、とても危険な道だと思うんですよ。

その辺は、村長も承知は重々していると思うんですが、最近はシニアカーな

ど、いろいろ村の交通事情も変わってきているので、早急に整備をしてもらいたいと私は思っています。

今後、本当に整備をしていく方向でいくということで承知してよろしいんですか、村長。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

本道路につきましては、私どももこれは危険な道路というふうな位置づけもされるというふうに考えております。港湾から上って集落に入るところは大変道も狭くなって危険な状態であると、これは県当局もよく承知しておりますので、ぜひ今日のご質問を受けて、さらにこれが実現できるように県と協議を重ねて、実現のために取り組んでまいりたいと考えています。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

実現のために取り組みますではなくて、ぜひ実現してほしいと思います。

そして村長、この道路は本当に主要道路でもあるんですよ。交通量かなり多くなり、島外からの車もたくさん入ってきて、これから事故が起こってもおかしくないような道であります。早急にそこを整備してもらえるように願いました質問を終わります。ぜひ、早急に対応して下さい。よろしく申し上げます。以上です。

議長（宮城安志）

これで、6番東江源也議員の質問は終わりました。

次に、2番宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、一般質問通告書を読み上げて質問とさせていただきます。

伊是名漁港海岸（通称・伊是名ビーチ）の整備計画について。

伊是名漁港海岸（伊是名ビーチ）では高潮被害対策としまして、護岸など数々の対策工事が実施されてビーチの養浜工事も令和3年度にはほぼ完成する予定と聞いております。

現状の伊是名ビーチは、養浜された砂浜よりも護岸の方が1.5メートルも高く砂浜へのアクセスができない状況です。村民も浜にはどこから降りるのか、トライアスロン大会の水泳競技はどうなるのかなど、大変心配する声が多く寄せられております。

また、現在の伊是名ビーチは、ビーチ入口の村道より1.5メートル程度高く、そのため台風時ならぬ通常の雨でも雨水と浸食された砂が村道に流れ出す状況が続いておりますが、村では、これらのことについてどのような対策をお考えなのか、又、島民は基より多くの観光客や修学旅行生が海水浴やキャンプ、レジャー等に利用している自然景観の残る美しい海岸を今後どのようにする計画をお持ちなのか伺います。以上です。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

宮城義秀議員の伊是名漁港海岸の整備についてのご質問にお答えいたします。要旨は3件に分けて答弁をしたいと思います。よろしく申し上げます。

1点目は、砂浜へのアクセスについてであります。議員ご質問のとおり整備後の護岸の高さから砂浜までの高さに1.5メートルの差が生じていることは承知をしております。

当該海岸については来年度まで養浜の工事が残っておりまして、その完了後に対策を講じたいと考えているところでございます。

時期的な理由としましては、海岸事業の完了後に上位官庁の確認検査を受ける必要がありますことから、完了後に対策を講じるということになろうかというふうに思っております。

また、トライアスロン大会時のスイム競技の出入口部分については、県の許可を頂いて応急的に砂の投入を行うことで対応してまいりたいと考えております。

2点目の雨水対策についてであります。ご質問にありますように雨天時に村道側に浸食された砂が流れ出していることは承知をしております。このことにつきましては、関係課である農林水産課、建設環境課、商工観光課でどういう対策が取られるかと検討するよう指示をしてまいりたいと考えております。

3点目は、海岸の今後についてであります。本海岸は、通称伊是名ビーチと呼ばれているとおり村民や観光客等がよく利用されております。

今後につきましては、海岸事業の完了を待ちながら景観に配慮した植栽を行い、ビーチ機能とのマッチングを図ってまいりたいと考えております。

また、植栽事業につきましては一括交付金を活用する予定で、調整作業を進めているところであります。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時45分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま農林水産課の方から標準断面図の方をいただきまして、その高さについて確認したところ、黄色の部分、これが今年度までに完了するというので、赤の部分が先程も村長からもありましたように、令和3年度中に工事が完了するというのを聞きまして、この1.5メートルがそのまま残るということを知り、今日も現場を見ましたけれども、ビーチコーラルで法面を固めており、大変危険で子どもたちがそこからビーチへ降りるのに滑って転んだり、また、裸足でも歩けない。そういう状況が予想されております。

この件につきましては、この事業が採択は何年ぐらいでしたか、部落説明会を行いまして、その当時、そしてつい最近まで1.5メートルの護岸の上までは砂でちゃんと均しますと、そして2～3年前までは上のエプロンまで植栽工事を行いますというふうな説明があったわけですが、いま村長さんの説明では工事完了後、この海岸事業が完了後に検討するというのでありますけれども、この事業でこういう原因を作ったのであれば、この事業で補償すべきではないかと私は思っております。

これを他の単独事業でやること自体が私はおかしいのではないかなと、この事業、高潮対策で当初は同じ高さで砂浜を養浜しますということで説明をされ

てきたんですけれども、最終年度、来年を迎えてこうではありませんと、いきなり今年になってそういうのが発覚してきたということについて、大変住民からもこれはどうなるのかという答えを私たちも何も説明できなくて、去年から私、担当課の方にはこれはどうするんですかと、雨水対策、これ島の流れ出しも、この事業でこういうふうに傾斜を作り、村道への砂も流れ出して、そういう被害も出ているということであれば、この事業で対策をすべきではないかということでも何度か担当課の方にも申し入れました。

そのことについて農林水産課長に伺いますけれども、歴代担当された課長にも伺いたいんですが、どうしてこの事業で当初よりこういうふうになったのか。そしてそのことについて、県とはどういう協議をされて、県からはなぜ当初の計画からこういう計画になったのか。その回答があるはずなんですけれども、それについてお伺いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。まず、事業採択なんですけど、24年か、25年だったと記憶しておりますけれども、当時の採択資料の中の標準断面図においては1.12の差がありました。

採択後の詳細設計で1.5になったと、以後、その後も変更はされていないということをまず最初に申し上げたいと思います。

それから植栽が入っていますということで集落の説明であったということなんですけど、当初、事業計画の中に盛り込んでエントリーはしたということで聞いております。県の方にこれは該当しませんということでお断りを受けたということで、当時の方々から聞くことができました。

それから村道側に砂が流れる件については、これから関係する3課でどういことができるか。あるいはまた海岸事業の確認も取っていきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

実施設計に入ってから1.5メートル下がるというふうにいま説明があったんですけども、一昨年ぐらいまで農林水産課の方で確認したら、一昨年までは同じ高さだというふうな説明をずっと受けております。

昨年でしたか、50センチぐらいまでは下がりますという話だったんですよ。上の方の植栽もなくなりましたと、この上というのは、エプロンです。ここで言う護岸を薄く隠しますというふうな説明があったんですけども、いま課長の答弁では、既に実施設計の段階から1.5メートル下がってますと、すると去年まで私が農林水産課で伺っていた話、それから村民たちが聞いている話とは全く違うと思うんですけども、その辺、本当なのか、自分もこれまでの海岸事業の説明ではエプロンまで来ますよと、みんな周知のはずだったんです。それがいまこの議会で質問したら、いや当初からでしたと、ちょっと村長にお伺いしたいんですけども、当初からそういうアクセスのできない事業計画ということを承知でこの事業を進めて、完了後にいま対策を取るという当初の計画がそうだったのかというのを村長の方からお伺いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。当時からそういう考えで進んできたのかというお伺いだと思いますけれども、当時からそういうことを考えて進んできたとは、僕の方で書類を見る限りはそういうふうには捉えきれないのかなと今思っております。

ただ、もちろん集落の説明会で使った資料等、あるいはその後の資料等も確認をさせていただいたところ、先程も申し上げたように当初から実施設計が出来上がった時点では、この差は生まれていたということです。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後3時55分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

この件につきまして、いま担当課長の方からは当初の予定から1.5メートル下がっているというふうな説明がありましたけれども、当時、私も役場にいまして説明会、あるいは歴代の課長等の説明で、これまでは天端までちゃんと計画していたけれども、だんだん事業の進捗で中で計画が変わってきたというふうな説明は少しずつ噂では聞いていたんです。

なので、昨年ぐらいからこれ対策はどうするんですかという話を担当課の方には申し上げていたんですけれども、来年に迫って、そのままですという話があったものですから、今回この一般質問で本当の経緯、それから方針を伺いたいということで今回やっておりますので、歴代の担当課長、濱里課長、諸見課長、当初からそうだったのか、歴代の課長の答弁をよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、宮城議員のご質問ですが、担当課、課長の当時、隠れ護岸の高さは確かに高いなという感覚はございましたけれども、砂浜が沖合の方に50メートルほど延びるので、そこはなだらかにいくんだと、天端の方も隠れるんだという説明は私は受けております。以上です。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。先程宮城議員からあったように、去年の現地視察ですか、そのときに皆様の前で大体60センチぐらいだろうということをお答えしたのは記憶にございます。

この件については、私が来てから実際に工事、隠れ護岸が始まりまして、養浜の投入も始まって、高さも当時どれぐらいだということコンサル、担当にも確認したところ、600ぐらいだという説明を受けております。

その隠れ護岸、砂浜養浜への降り口については、当初張芝を予定していたんですけれども、この事業自体が高潮対策事業であるということで、張芝工は無

理だということでヒアリングを受けまして、いま前任の濱里課長がおっしゃったように砂浜養浜については水叩あたりまではなだらかにいくという説明を受けております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

忘れておりました。企画課長も担当されていたと思うんですが、いかがですか。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

採択時に担当しておりましたが、いま現在ある図面のような形でありました。先程、農林水産課長がおっしゃったように張芝でなだらかに降りれるようなということで、正確な段差の高さの方ははっきり前の資料を見ないと覚えてないんですが、張芝でアクセス可能であるという形の図面上ではありますが、そういったことで説明もしました。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま歴代の担当者、それから担当課長にお聞きしましたら、やはり私が質問したとおり、なだらかに段差はないというふうにおっしゃっているんですけども、これは一般質問でわざわざ通告出しているのに各課内でこんなバラバラな答弁を準備されて、これ今日村民の方々も大変少なくて残念なんですけれども、統一した本来でしたら一般質問の回答が得られると私は思っていたんですけども、まさかこんなバラバラな説明があるとは夢にも思いませんでした。

この件につきまして、村長、再度どういう中身が説明されて、去年、一昨年までとは全く違っているわけです。これについていま各課長の答弁を聞かれてどのように思いますか、お願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

この事業採択に向けての部落説明会では、いま議員おっしゃったように護岸沿いからなだらかに浜辺に行くという説明を私も受けたわけでありましてけれども、この1.5メートルの差が出てくるということは、私も最近聞きまして、この深さまで砂いくんだらうというふうなことを聞きましたら、そこで終わりですよと、そういう報告を受けたものですから、私も非常に愕然としましたけれども、しかしながら、これは村民、あるいは観光客、多くの方々が安全に利用する浜にしなければいけないという思いは私も同じでありますので、ぜひ今後県と掛け合いまして、完了までにこれが可能であるかどうか、もう一度検討させて、安全な砂浜にしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

村長の方から再度の事業の変更と言いましょうか、当初の説明された方向に事業が持っていけるように、これはやはり事業でこうなったのに、村単独で考えるととなると、砂の投入、これは海の方から砂を砂利船で採取してわざわざ持ってくるわけです。単独でするととなると、あと何億かかるか、村がそれだけの財力、単独でわざわざそういうふうにもっていかないといけない自体、これは避けないといけないと思います。

その努力がみられていない。私、去年、一昨年ぐらいから、これ皆さんもわかるように砂浜を直しますよが、いつの間にかこのままですよというふうになってきて、今回の一般質問になっておりますので、ぜひ、そこの方を県と、来年度までにはほぼ完了するだろうと思いますので、それまでに今後この対策について、どのような経緯になったのかもご説明いただきたいなと思います。

そして雨水対策の方も、私、担当課の方に道路側の方に雨水受けのU字溝とかを設けて、水の排水を考えたかどうかというふうな提案をしたんですけれども、いままだこれからだということなんです、実際の護岸、伊是名とか、隣りの方に既に護岸が設置されております。これは1.5メートル高くて、エプロンから後ろの方にハリコンがされております。その下はたぶん水受けのU字溝が入っていると思うんですよ。

この事業が原因で、こういう現象が起きたときには、この事業でこれは処理すべきことだと私は認識しています。

なので、この件についても県の方とぜひ高率補助の事業の中でちゃんとこれは補償すべき問題だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして今後についてということなのですが、村長、先程あったように、ぜひこの件、事業が完了してからではなくて、これからこの事業を継続する中で完了させていただきたい。そうすることで、村の財政を圧迫しないように、補助事業でできるようにしていきたいと思っております。

次に、これと関連して商工観光課長にトライアスロン、いまコロナ禍で海水浴の客も来ない、それから修学旅行生も来ないので、いま向こうのビーチがあまり必要性を感じてないんですけども、いまの状況で、この高さでだったら、実際にこのビーチが利用できると思いますか。その辺、観光振興課長、よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

トライアスロン大会については、先程、村長の答弁にあったとおり、コース上は砂の投入を検討するという事で考えているという村長の答弁のとおりであります。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま商工観光課長からあったんですけども、補助事業でできるかできないか、これから交渉することになるかと思うんですが、この原因を作った事業でやらずに単独でやるということについて、また、この浜全体を単独事業でやるとなれば莫大なお金もかかります。

そういったことをぜひ避けるためにも、この事業で完了して、そして元年度の一般質問で植栽についてのお話を質問させていただいて、村長はそのときに景観に配慮した植栽計画もやることを考えていることをおっしゃっておりますので、これと併せて、ぜひきれいな海岸、これまで景観の素晴らしかった

海岸にぜひしていただきたいと。それを来年度中には結果を出さないといけないと思っておりますので、ぜひ、これがどういう景観になるのかも含めて、今後は県との交渉、内容について、定例会、臨時議会で報告していただきたいなということを要望しまして、早急にこれができるように要望しまして、私の質問を終わります。

議長（宮城安志）

これで、宮城義秀議員の質問は終わりました。

以上で一般質問はすべて終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時17分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第2

議案第58号・辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第58号・辺地総合整備計画の変更についての提案理由の説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別添のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和2年12月16日、伊是名村長 前田政義。

提案理由、総合整備計画において整備しようとする公共施設の事業費の額及び辺地対策事業債の予定額の変更、また村道サトモ線サトモ1号橋を追加するため、本案を提出するものであります。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは昨日、過疎計画の変更が議案提出されまして、提案どおりに承認しましたけれども、今回、辺地計画が出ているんですけれども、この計画の中に辺地計画に昨日の補正予算にあがりました農協の施設、季節労働者の住宅、そういったものは農漁業経営健全化施設というのには該当しなくて、ここに載せていないのか。その辺について詳しいところがわかりましたら企画課長、よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

お答えします。昨日、過疎計画の中に宿舎の方を載せましたが、昨日財政の方と相談して、過疎の方に該当するというで過疎債を活用しようと、辺地の中身、ここで載せられるかどうかという調整はしてないので、過疎の方でいくということで財政とは調整して、過疎計画に載せております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

この辺地の方は、80%の交付税措置ということがありますので、この辺地にその住宅の方が該当するのか、また該当するのであれば、この方にも計画を入れて有利な方に採択ができるのであれば、それが確認でき次第、また次の議会等にあげてもらおうと、緊急で皆さんが今日も変更、昨日も変更ということで、県とのやり取りの中で出てきた計画だと思えますけれども、ぜひ、その辺、確認されて、該当するのであれば条件のいい計画の方に変更するように要望して質問を終わります。

議長（宮城安志）

他にありませんか。質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第58号・辺地総合整備計画の変更についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第58号・辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

12月15日から2日間の日程で行いました、令和2年第4回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで、令和2年第4回伊是名村議会定例会を閉会いたします。

閉会 (午後4時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員